⑶　対象施設　電線共同溝（道路法第２条第２項の９に定める電線共同溝(道路の附属物)）、道路（車道舗装、歩道舗装等）、道路附属物等（距離標、縁石、道路照明等）

⑷　事業場所

①　所在地　沖縄県島尻郡八重瀬町仲座116―２～沖縄県島尻郡八重瀬町安里26

②　事業対象　一般国道331号

③　延長　約1.2㎞（道路延長：約0.6㎞）

⑸　事業内容　国道331号仲座地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社(以下「ＳＰＣ」という。)又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により、電線共同溝等の設計及び工事（以下あわせて「整備」という。）並びに電線共同溝の維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。

①　設計業務

②　工事業務

③　工事監理業務

④　本施設の所有権移転業務

⑤　維持管理業務

⑹　事業期間　事業契約締結日から令和24年３月31日まで。

２　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以降、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

③　本事業を行うためのＳＰＣを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

㋐　代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

㋑　構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、代表企業以外の者

㋒　協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業

④　協力企業についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。

⑤　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の㋐から㋒の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしＳＰＣを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

㋐　直近期が債務超過でないこと。

㋑　経常収支が３期連続で赤字でないこと。

㋒　３期以上の決算を迎えていること。

⑥　ＳＰＣへの出資については、次の㋐から㋒までの要件を満たすこと。

㋐　代表企業及び構成企業は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

㋑　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

㋒　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、沖縄総合事務局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑦　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が１⑸②に掲げる工事業務のうち「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」、「整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）」の業務と１⑸③に掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、１⑸③に掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託にあたっては、委託先が２⑵に示す応募者共通の参加資格要件、及び２⑸に示す工事監理企業の参加資格要件を満たすこととし、委託先の資格、実績等については、協力企業に準ずる形で、第一次審査資料で明らかにすること。

⑧　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、沖縄総合事務局と協議するものとし、沖縄総合事務局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑪　上記⑦、⑩において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　本事業に係るアドバイザリー業務に携わった株式会社ニュージェック、御堂筋法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑦　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は上記⑴⑪に同じ。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の